



# 平成 30 年度 農薬危害防止運動に向けての留意事項等について

～ 農林水産省消費・安全局 農産安全管理課農薬対策室 ～

農林水産省は、厚生労働省、環境省及び都道府県と共同で、農薬の安全かつ適正な使用や環境への影響に配慮した農薬使用を推進するため、「農薬危害防止運動」を本年度も6月から8月にかけて実施します。

本年度の「農薬危害防止運動実施要綱」は本年4月25日付けで上記の3省担当局長連名で通知し、農林水産省ホームページにも掲載しています。本年度の啓発ポスターも掲載していますので、関係者への周知・指導にご活用ください。

([http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html))

## 1. 農薬による健康被害の防止

#### (1) 農薬を使用される方の安全確保

農薬は、効果・安全性の両面から科学的な審査を経て登録されていますが、使用方法や注意事項を守って使用しないと、健康被害を招くことがあります。特に使用者は、散布液の調製や散布作業を通じて、多量の農薬にさらされる可能性があります。農薬を使用する際は、ラベルの記載事項を確認し、農薬用マスクや防護メガネ等の防護装備を着用してください。

(2)周辺の方々への配慮

## (2)周辺の方々への配慮

農薬は適正に使用されない場合に、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。昨年度には公立小学校の敷地内において児童が授業を受けている時間帯に農薬が散布され、それにより体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生しています。

農地の宅地化や農薬使用場面の多様化等から、住宅地等の周辺では、住民の方々等に配慮した防除が重要です。耕種的防除や物理的防除により、農薬使用の回数や量を減らすよう努めるとともに、やむを得ず農薬を使用する場合には、飛散防止対策の徹底や、十分な時間的余裕をもった周辺住民等への事前周知頂くようお願いします。

農薬使用者や防除を委託する者に徹底していただきたい事項を取りまとめた通知「住宅地等における農薬使用について」を平成25年4月26日付けで発出し農林水産省ホームページに掲載しています。本誌をご覧の会員の皆様には、防除関係者への周知と趣旨の徹底にご協力をお願いします。(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\_tekisei/jutakuti/index.html)

また、土壤くん蒸剤使用後の管理不足が原因で周辺の方が被害にあう事例が見られます。被害事例の中には、全く被覆をしなかったことが原因の事例も、毎年数件見られます。使用後は直ちに適切な資材で完全に被覆するよう徹底してください。



平成 30 年度啓発ポスター

### (3) 誤飲等による被害の防止

農薬をペットボトル、ガラス瓶など飲食品の空き容器等に移し替えて保管していたために、家族の方などが誤飲した事例が毎年多く報告されています。農薬の誤飲や誤使用などによる被害を防ぐため、農薬は食品等と分けて鍵のかかる場所に保管し、薬液の調製や散布作業中も放置せず、関係者以外が触れないように管理を徹底してください。

## 2. 残留基準値超過の防止

### (1) 農薬使用基準の遵守

農薬の適正使用に関しては、これまで「農薬適正使用の徹底について」(平成22年12月15日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)に基づき、都道府県や関係団体と連携して指導していますが、思い込みなどで通知の記載事項を守らずに使用したことによる残留基準値超過が報告されています。使い慣れた農薬であっても、使用の際には必ずラベルを見てご確認の上、使用方法、注意事項、最終有効年月等を守ってご使用ください。

新規就農者や市民農園の利用者等、農薬に不慣れな方々の使用によるトラブルに関する情報も寄せられています。指導者の皆様には農薬の使用の機会が増えるこの時期に、これまでに指導を受けたことのない方や一般の方にもご指導いただきますようお願いします。

### (2) 飛散防止対策

残留基準値超過の防止には、飛散防止対策が重要です。隣接するほ場や同じハウス内で別の作物が栽培されている際は、飛散の少ない剤型の選択や、飛散低減ノズルの利用等に努めてください。特に、使用しようとする農薬に隣接する作物への適用がないときは、使用する農薬の種類を見直す等の対応が必要です。

## 3. 環境等への配慮

### (1) 農薬の河川等への流出の防止

農薬の河川等への流出が原因の一つと考えられる水質汚濁や水産動植物の被害が報告されています。不要となった農薬や空容器は、廃棄物処理業者に依頼するなどして適切に処理し、絶対に河川等に投棄しないでください。容器や防除器具の洗浄液も、直接排水溝や河川等に流さないようにしましょう。

### (2) 蜜蜂の農薬被害の防止

養蜂が行われている地域では、農薬使用者と養蜂家との間で事前に農薬の散布や巣箱の設置状況に関して情報交換を密に行うなど、蜜蜂被害の防止に向けた関係者間の連携をお願いします。

依然として農薬の使用に伴う使用者、周辺住民等に対する被害や、農作物から残留農薬基準値を超えて農薬成分が検出される事例が発生しているのが現状です。こういった事例をなくせるよう、農林水産省として農薬とその取扱いに関する正しい知識の普及を推し進めるとともに、今年度の危害防止運動では運動の効果・成果も検証し、その結果を次年度の運動方針に反映することでより効果的に当該運動を展開していきたいと考えています。

関係者の皆様におかれましては、この運動の機会に思わぬ農薬の事故・被害を未然に防げるよう、農薬のより安全かつ適正な使用について考えて頂き、当該運動の一層のご協力をお願いします。